

必ず保存しましょう。
● 誤認するような表示があった場合などには、申し込みを取り消せる場合があります。困ったときは、消費生活センター等にご相談ください。

● 問い合わせ先

- 消費者ホットライン
Tel.188 (局番なし)
- 志布志市消費生活センター
Tel.472-1192

住宅

市営住宅空家情報

- 募集件数
有明地区11件 松山地区19件
志布志地区6件
- 申込締切 住宅によって締切日が異なりますので、お問い合わせください。
- 問い合わせ先
■ 建設課担当
Tel.474-1111 (内線153)
- 産業建設課 産業建設グループ
Tel.487-2111 (内線254)
- 建設課 建築住宅グループ
Tel.472-1111 (内線466)

募集

金婚式の開催

日時 11月14日(土) 10時~11時
場所 有明地区公民館
対象 昭和51年1月1日から12月31日までの間に婚姻された夫婦(配偶者がお亡くなりになられている方も含む)

● 前年度までの対象で申請をされなかった夫婦
申込期限 10月30日(金) 17時までに問い合わせ先までご連絡ください。

※申込時、マイクロバス送迎についての希望を伺います。
松山庁舎および市文化会館出発

■ 申込・問い合わせ先
■ 健康長寿課長寿支援グループ
Tel.472-1111 (内線261)

青空カフェBBQ

日時 10月4日(日) 10時~15時
場所 有明開田の里公園
定員 男女各10人 計20人
(25歳以上40歳以下の独身男女)
参加費 男性 三千元、

女性 二千元

内容 コミュニケーションセミナー、BBQ、レクリエーション、マッチングタイム
申込締切 9月27日(日)まで



▼申込みはこちら

● 市移住・交流支援センター エスプラネード
Tel.099-401-0405

第118回伊崎田相撲大会

赤ちゃん土俵入り申込募集
日時 10月18日(日) 正午頃
場所 伊崎田学園相撲場
参加資格 大会当日2歳未満の子(男女は問わない)
参加費用 5千円(当日支払)
申込期限 10月9日(金)まで
申込先 伊崎田青少年館
(備え付けの申込書を提出ください。)

■ 申込・問い合わせ先
● 伊崎田校区コミュニティ協議会 堀
Tel.080-6067-4992
(火~木の9時~16時対応可)

職業訓練受講生募集

A1活用WEBクリエイティブ実践科K②
訓練期間 12月8日(火)~令和9年6月7日(月)

令和9年6月7日(月)月~金曜 9時~15時50分
場所 スガイ企画(株) 西原PCスクール
(鹿屋市西原4丁目10-3ベルタウン205)

募集定員 20人
受講料 無料(テキスト代や保険料は自己負担)

募集期限 11月10日(火)まで
■ 問い合わせ先
● ハローワーク大隅
Tel.099-482-1265

● 鹿屋高等技術専門学校
Tel.099-444-8674

職業訓練受講生募集

医療・調剤・医師事務作業補助科K②
訓練期間 11月5日(木)~令和9年2月4日(木) 月~金曜 9時30分~16時20分

場所 ニチイ学館 鹿屋教室
(鹿屋市寿7-4-38)

Tel.099-226-6981
募集定員 12人
受講料 無料(テキスト代などは自己負担)

募集期限 10月13日(火)まで
■ 問い合わせ先
● ハローワーク大隅
Tel.099-482-1265

● 鹿屋高等技術専門学校
Tel.099-444-8674

職業訓練受講生募集

簿記・会計事務科
訓練期間 10月21日(水)~令和9年1月20日(水) 月~金曜 9時30分~16時

場所 たからべ森の学校
(曾於市財部町北俣5410-1)
Tel.098-628-6120
募集定員 15人
受講料 無料(テキスト代などは自己負担)

募集期限 9月24日(木)まで
■ 問い合わせ先
● ハローワーク大隅
Tel.099-482-1265

● 鹿屋高等技術専門学校
Tel.099-444-8674

大福ジャパンアスリートセンター大隅からのお知らせ

- ① 走り方教室
日時 10月25日(日) 14時~16時 (4~6年生)
場所 大福ジャパンアスリートセンター大隅
料金 千円 定員 30人
募集期限 当日まで受付可能
指導者 アーバンウエルネスクラブ エルグ 鈴木章介氏
- ② ミスノ流忍者学校
好きなお面を作って、忍者の修行をしながら楽しく体を動かします。
日時 11月1日(日)
【1部】 3歳~5歳 10時30分~12時
【2部】 年長~小学2年生 ※3年生は要相談 13時30分~15時
場所 大福ジャパンアスリートセンター大隅
料金 千円
定員 各20人(先着順)
募集期限 10月31日(土)
■ 問い合わせ先
● 大福ジャパンアスリートセンター大隅
Tel.099-477-1102

最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付について

令和7年6月の最高裁判決において、平成25年に国が行った生活扶助基準の改定について、「デフレ調整に係る判断の過程及び手続きに過誤、欠落があった」と判断されました。この判決を受け、国が新たに定めた生活保護費の基準額との差額を追加給付として支給する方針となりました。本市としても、国に合わせる形で8月より受付を開始していますのでお知らせします。

なお、生活保護と同様の給付を行っている、中国残留邦人などに対する支援給付の対象についても同様になります。

1 対象世帯
平成25年8月から令和8年3月までの期間において生活保護を受給していた世帯(平成30年10月以降の期間は、生活基準や加算の算定によって変化します。)

2 受付期間
令和9年7月31日(土)まで
3 手続方法
郵送または窓口受付(詳細については、市ホームページを御覧ください。)

※対象期間に受給していた自治体への提出が必要です。
4 追加給付時期
・ 受給中の世帯・・・11月下旬(手続きは不要です。)
・ 廃止世帯・・・11月下旬以降順次

■ 問い合わせ先
■ 福祉課 生活福祉グループ
Tel.472-1111 (内線851)
● 最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付相談センター
(厚生労働省委託事業) Tel.0120-179-445



※1 10月5日(月)は、夜間健診で、胃がん検診・腹部超音波検査はありませんので、お申込みの際はご注意ください。

※2 10月5日(月)は、13時以降飲食せずに受診して下さい。(お水のみ飲水可です)

申込方法

① インターネットでお申し込み。右記の二次元コードがからお申し込みください。

② お電話でお申し込み

■ 問い合わせ先: 健康長寿課 健康増進グループ Tel.472-1111 (内線255)